○朝日大学 I R推進本部規程(2015年8月31日制定)

朝日大学IR推進本部規程

2015年8月31日

制定

(設置)

- 第1条 この規程は、学校法人朝日大学管理運営基本規則第2条第3項の規定に基づき、朝日大学(以下「本大学」という。)におけるインスティテューショナル・リサーチ(institutional research、以下「IR」という。)について、特に学生、教学に関する情報を収集及び分析し、学内外に対して必要な情報を提供する活動を行うことにより、本大学の教育研究活動を十分に機能させ、教育の質保証を推進するため、本大学に朝日大学IR推進本部(以下「IR推進本部」という。)を設置する。(業務等)
- 第2条 IR推進本部は、前条の目的を達成するため、自己点検・評価の根拠となる教育研究活動等の情報並びに学部等及び事務局が保有する学生、教学に関する情報を収集するとともに、学長の命を受けて、内部質保証推進委員会と連携して調査・分析等を行う。
- 2 各学部等及び事務局の所属長は、前項の業務に必要な情報の提供に協力する。 (情報の活用)
- 第3条 学長は、IR推進本部から情報の提供を受け、意思決定や改善方策の立案に活用する。 (組織)
- 第4条 IR推進本部は、次に掲げる職員をもって組織する。
 - (1) 本部長
 - (2) 本部員
 - (3) 本部スタッフ

(本部長)

- 第5条 本部長は、本大学の専任教員の中から学長の推薦に基づき、理事長が任命する。
- 2 本部長の任期は、2年とし、再任されることができる。
- 3 本部長は、学長の命を受けてIR推進本部の業務を掌理する。 (本部員)
- 第6条 IR推進本部に、次の各号に掲げる本部員を置く。
- (1) 各学部及び教職課程センターから推薦された自己点検・評価実施委員各1名
- (2) その他学長が必要と認めた者
- 2 前項第2号の本部員の任期は、2年とし、再任されることができる。
- 3 本部員は、本部長の命を受けてIR推進担当者として、第2条の業務を行う。 (本部スタッフ)
- 第7条 本部スタッフは、本部長の命を受けて第2条の業務を円滑に進めるために必要な事務処理を行う。 2 本部スタッフは、学長が事務職員の中から指名する。 (会議)
- 第8条 I R推進本部に 第2条に規定する業務等の遂行に関し協議するため、I R推進本部会議(以下「会議」という。)を置く。
- 2 会議は、本部長、本部員及び本部スタッフで構成し、本部長が招集する。 (改正)
- 第9条 この規程の改正は、理事長が学長の意見を聴いて理事会において行う。 (雑則)
- 第10条 この規程に定めるもののほか、IR推進活動に関し必要な事項は別に定める。

附 則 (2015年8月31日)

この規程は、2015年8月31日から施行する。

附 則 (2020年3月19日)

- 1 この改正は、2020年4月1日から施行する。
- 2 この規程の改正により任命される本部長及び第6条第1項第2号に規定する本部員の任期は、第5条 第2項及び第6条第2項の規定に関わらず、2021年3月31日までとする。

附 則 (2021年3月18日)

この改正は、2021年4月1日から施行する。